

# 富岡市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、富岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、富岡市総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 4 人
- (2) 一般住民 10 人
- (3) 学識経験を有する者 6 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。